証券コード　8871
2020年６月３日

株　主　各　位

東京都千代田区大手町二丁目１番１号
株式会社ゴールドクレスト
代表取締役社長　安　川　秀　俊

第29期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第29期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくよう強くお願い申しあげます。お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2020年６月18日（木曜日）午後６時までに到着するよう折り返しご送付ください。

敬具

記

1. 日　　時　2020年６月19日（金曜日）午前10時（受付開始：9時30分）

2. 場　　所　東京都千代田区大手町二丁目１番１号
大手町野村ビル12階
株式会社ゴールドクレスト本社　大会議室
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）
当日ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。何卒、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

3. 目的事項

報告事項
1. 第29期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第29期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　取締役４名選任の件

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の３日前までに、書面をもってその旨及び理由をご通知ください。

以　上

(お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。

(お知らせ)

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から本株主総会の運営等については、下記により行います。何卒、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

(1)会場入場について

・会場入口でアルコールによる消毒及び検温を行います。

※発熱のある方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方はご入場をお断りさせていただきます。

・マスクの着用をお願いいたします。

(2)開催時間の短縮について

・議場での報告事項(監査報告を含む)の詳細な報告や議案の詳細な説明はいたしません。

※株主の皆様には、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。

株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページにて、修正後の内容を開示いたします。

また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページにて、お知らせいたしますのでご確認ください。

当社ホームページ：(https://www.goldcrest.co.jp/ir/)

（添　付　書　類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益、雇用情勢の改善が続き、緩やかな回復を続けておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により急速に悪化しております。

当社が事業展開する新築分譲マンション市場におきましては、建設費の高騰などにより、販売価格が上昇し、供給戸数は低水準となっているものの、低金利等を背景に都心および都心近郊のマンション需要は堅調でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きの見通しが困難な状況となっております。

このような環境の中、当社は利益の見込める用地を選別して取得することに努め、都心部を中心に高品質で競争力の高い新築分譲マンションを供給してまいりました。「クレストプライムレジデンス　アベニュー弐番街」（川崎市・総戸数306戸）、「クレストプライムレジデンス　アベニュー参番街」（川崎市・総戸数259戸）などを含む自社分譲物件の売上計上等により、当連結会計年度における売上高は34,791百万円（前期比4.9％増）、営業利益は11,508百万円（前期比39.5％増）、経常利益は11,305百万円（前期比41.9％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は7,589百万円（前期比40.2％増）となりました。当連結会計年度の期末配当金につきましては、上記の業績並びに財務体質の強化と事業拡大に必要な内部留保の充実等を勘案した上で、１株当たり50円とさせていただく予定です。この場合、2019年12月６日に１株当たり35円の中間配当を実施しておりますので、年間配当は１株当たり85円となります。

事業セグメント別売上高

区　　分	前連結会計年度		当連結会計年度		増減（△）	
	金　額	構成比	金　額	構成比	金　額	増減（△）率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
不動産分譲事業売上高	24,363	73.5	25,928	74.5	1,564	6.4
不動産賃貸事業売上高	2,795	8.4	2,686	7.7	△109	△3.9
その他売上高	5,999	18.1	6,176	17.8	176	2.9
合　　計	33,159	100.0	34,791	100.0	1,632	4.9

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

新築分譲マンション業界におきましては、建設費の高騰などにより、販売価格が上昇し、供給戸数は低水準となっております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、先行きの見通しが困難な状況となっております。

しかしながら、新築分譲マンションの購入は消費者のライフサイクルによるものが大きく、低金利等を背景に、需要量は今後も一定の水準を維持するものと思われます。特に当社が注力している都心および都心近郊部におきましては、一定の需要があります。

このような環境のなか、当社は引き続き新築マンション等分譲事業を経営の柱に据え、仕入競争力、営業力を一層高めるとともに、細やかなマーケティングにより顧客ニーズをいち早く取り入れ、お客様の求める「素敵なマンション」を具現化する商品開発力を充実させることが重要であると考えております。また、今後も当社の財務面の優位性を生かして積極的な用地仕入れを行い、事業拡大を目指してまいる所存であります。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分	第26期 (2016.4. 1から 2017.3. 31まで)	第27期 (2017.4. 1から 2018.3. 31まで)	第28期 (2018.4. 1から 2019.3. 31まで)	第29期 (当連結会計年度) (2019.4. 1から 2020.3. 31まで)
売上高（百万円）	35,824	42,857	33,159	34,791
経常利益（百万円）	8,491	12,948	7,969	11,305
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	5,457	6,851	5,414	7,589
1株当たり当期純利益（円）	153.35	194.31	153.54	215.25
総資産（百万円）	186,833	181,573	189,925	189,033

（注）　1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

（第26期）
第26期につきましては、「クレストシティ木場」（江東区・総戸数239戸）などを含む自社分譲物件の売上計上等により売上高は35,824百万円、経常利益は8,491百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は5,457百万円となりました。

（第27期）
第27期につきましては、「ザ・クレストタワー熱海」（熱海市・総戸数335戸）などを含む自社分譲物件の売上計上等により売上高は42,857百万円、経常利益は12,948百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は6,851百万円となりました。

（第28期）
第28期につきましては、「クレストプライムレジデンス　アベニュー弐番街」（川崎市・総戸数306戸）、「クレストプライムレジデンス　アベニュー参番街」（川崎市・総戸数259戸）などを含む自社分譲物件の売上計上等により売上高は33,159百万円、経常利益は7,969百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は5,414百万円となりました。

（第29期）
第29期（当連結会計年度）につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載の通りであります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、新築マンション等分譲事業、不動産賃貸事業及び不動産管理事業を主要な事業としております。

(7) 主要な営業所

当社本店	東京都千代田区大手町二丁目1番1号
当社神奈川支社	神奈川県川崎市中原区新丸子東三丁目1111番地14
当社銀座支店	東京都中央区銀座一丁目2番4号
株式会社ゴールドクレストコミュニティ	東京都中央区日本橋茅場町一丁目12番2号
株式会社ゴールドクレスト住宅販売	東京都千代田区内神田二丁目5番6号

(8) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
195名	1名増

(注) 従業員数には臨時雇用者は含まれておりません。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	親会社の議決権所有割合	主要な事業内容
株式会社ミューアセット	直接 49.58%	有価証券の保有
株式会社サクセス・プロ	間接 49.58%	不動産賃貸業
株式会社サクセス・プロホールディングス	間接 49.58%	有価証券の保有

② 親会社との取引に関する事項

1. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社である株式会社サクセス・プロとの間で不動産の賃借及び出向契約による労務費の支払いを行っておりますが、当該取引に際しては、取引条件が他の顧客との同種取引と比較し、同水準で妥当と言えるかを確認することで取引の適正性、金額の妥当性を検証しております。

2. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

取引の決定は親会社またはその子会社と特別の利害関係を有する役員を除いた上で、多面的な議論を経て決定しており、当社の利益を害することはないと判断しております。

3. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見
該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ゴールドクレストコミュニティ	百万円 110	100%	不動産管理事業
株式会社ファミリーファイナンス	30	100%	小口資金貸付事業
株式会社ゴールドクレスト住宅販売	110	100%	不動産仲介及び販売代理事業
株式会社住販サービス	10	100%	ホテル運営
共同ホールディング株式会社	5	100%	株式の保有
株式会社浜松町ホテルマネジメント	103	100%	ホテル運営

（注） 当社の連結子会社は上記の重要な子会社６社を含む８社であります。

（10）主要な借入先

借入先	借入額
	百万円
株式会社三井住友銀行	11,000
株式会社三菱UFJ銀行	5,500
株式会社あおぞら銀行	500
株式会社りそな銀行	500
株式会社きらぼし銀行	300
三井住友信託銀行株式会社	200

（11）剰余金の配当等の権限の行使に関する方針

当社は、株主の皆様に対して継続的に安定した利益配当を実現することを基本方針としております。

内部留保につきましては、一層の経営基盤の強化を図るとともに今後の事業拡大に活用し、安定した利益還元を実現することが株主の皆様に報いることであると考えております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 94,000,000株

(2) 発行済株式の総数 35,784,000株

(3) 株　主　数 7,121名

(4) 大　株　主

株　主　名	持 株 数	持株比率
	株	%
株式会社ミューアセット	17,459,080	49.51
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)RE FIDELITY FUNDS	2,368,930	6.72
安川秀俊	1,037,740	2.94
株式会社エスディサポート	1,000,000	2.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	906,500	2.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	817,600	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	512,100	1.45
株式会社三井住友銀行	500,000	1.42
JPMC GOLDMAN SACHS TRUST JASDEC LENDING ACCOUNT	437,000	1.24
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	344,067	0.98

(注) 当社は、自己株式522,492株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	安　川　秀　俊	株式会社ゴールドクレストコミュニティ 代表取締役社長 株式会社ファミリーファイナンス 代表取締役社長
取　締　役	津　村　政　男	ツムラ法律事務所　所長
取　締　役	伊　藤　正　樹	株式会社ゴールドクレスト住宅販売代表取締役 株式会社住販サービス代表取締役 株式会社浜松町ホテルマネジメント代表取締役
取　締　役	津　田　　映	株式会社ゴールドクレストコミュニティ 常務取締役
常勤監査役	小野寺　　哲	株式会社ゴールドクレストコミュニティ監査役 株式会社ファミリーファイナンス監査役 株式会社ゴールドクレスト住宅販売監査役 共同ホールディング株式会社監査役 株式会社住販サービス監査役
監　査　役	大　西　健　一	大西税務会計事務所　所長 株式会社インプレスホールディングス監査役 株式会社合同資源監査役
監　査　役	佐　藤　太　郎	聖路加国際病院　院長付参与 株式会社大栄警備代表取締役

(注) 1. 取締役の津村政男氏は、社外取締役であります。また、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。
2. 監査役の小野寺哲氏、大西健一氏及び佐藤太郎氏は、社外監査役であります。また、同3氏については東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。
3. 監査役の大西健一氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る役員の報酬等の額

取締役４名　　201百万円

監査役３名　　18百万円

（うち社外役員４名　　23百万円）

(注) 取締役及び監査役の報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

1. 重要な兼職先と当社との関係

社外監査役の小野寺哲氏の兼職先である、株式会社ゴールドクレストコミュニティ、株式会社ファミリーファイナンス、株式会社ゴールドクレスト住宅販売、共同ホールディング株式会社は当社の完全子会社であり、株式会社住販サービスは株式会社ゴールドクレスト住宅販売の完全子会社であります。

2. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3. 主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区　分	氏　名	出席状況及び発言状況
取締役	津村政男	当期開催の取締役会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
常勤監査役	小野寺　哲	当期開催の取締役会12回の全てに、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席し、主に出身分野である建設業の経験・見地からの発言を行っております。
監査役	大西健一	当期開催の取締役会12回の全てに、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席し、主に税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役	佐藤太郎	当期開催の取締役会12回の全てに、また、当期開催の監査役会13回の全てに出席し、主にコンプライアンスに関する発言を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第１項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	34百万円
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断したときは、監査役の全員の同意により会計監査人を解任する方針です。また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行に関する事項の整備状況などを勘案し、必要と判断する場合には、その決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社は、「お客様、株主様から高く評価され、広く社会から信頼される企業を目指す」という基本理念に立脚し、当社の取締役及び使用人が、法令遵守はもとより倫理観・道徳観に基づいて誠実に行動するために、コンプライアンスの基本方針を制定する。
2. コンプライアンスの基本方針の周知徹底及び実施のために、当社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括するコンプライアンス統括責任者を定め、コンプライアンス統括責任者は、取締役及び使用人を対象とした定期的なコンプライアンス研修等を実施する。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理等について定めた文書管理規程を制定する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の業務及び財産の実態並びに想定されるリスク及びその管理状況を把握し、経営の合理化及び効率性の増進を図るために、内部監査規程を制定し、同規程に基づく内部監査を実施する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定と業務執行を可能とするために、取締役の員数を10名以内と定める。
2. 経営戦略の浸透及び各部署のタイムリーな現状報告を目的とし、全取締役と各部署の責任者を構成メンバーとする経営会議を定期的に行う。
3. 取締役の職務権限と担当業務を明確にするために、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程、稟議規程を制定する。

(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、当社子会社のコンプライアンス管理のため、当社の定めたコンプライアンスの基本方針を当社子会社に適用するとともに、当社のコンプライアンス統括責任者が当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、当社子会社の役職員を対象とした定期的なコンプライアンス研修等を実施する。
2. 当社の取締役及び使用人が子会社の取締役を兼務することにより、重要な経営事項について報告を受けるとともに、子会社のコンプライアンス管理、リスク管理、職務執行の効率性など業務の決定及び執行についての適正性を管理する。
3. 子会社の経理状況を把握するため、経常的なモニタリングを行う。
4. 当社は、当社グループの役職員が管理部の指定する相談・通報窓口に対して、直接通報を行うことができる内部通報制度を整備する。
5. 当社は、親会社またはその子会社との取引に際しては、原則として、取引条件が他の顧客との同種取引と比較し、同水準で妥当と言えるかを確認することで取引の適正性、金額の妥当性を検証する。また、取引の決定は親会社またはその子会社と特別の利害関係を有する役員を除く取締役会の決議にて承認する。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、適切な人員配置を速やかに行う。

(7) 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。
2. 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の意見を聴取し、これを尊重する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

1. 取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会・経営会議等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
2. 当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第直ちに、当社の管理部に報告する。また、管理部は当社グループの役職員からの報告の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。
3. 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、管理部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
2. 監査役の監査の実効性確保を図るために、取締役及び使用人は、監査役が当社事業の報告を求めた場合、又は監査役が当社の業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社グループのコンプライアンス体制について

1. 当社グループの取締役及び使用人が、法令遵守はもとより倫理観・道徳観に基づいて誠実に行動するために、コンプライアンスの基本方針を制定し、その周知徹底及び実施のために定期的なコンプライアンス研修等を行っております。
2. グループ全体を対象とした「内部通報制度」を整備し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

(2) 損失の危険の管理に関する体制について

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査室は、社内の各部門から独立した立場で各部門及び子会社に対して監査を行うことで、会社の業務の適切性及び効率性、内部統制の有効性を検証し、経営の健全性及び効率性の向上を図っております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社の取締役会は、社外取締役１名を含む取締役４名で構成され、機動的な意思決定を行っております。毎月開催される定例取締役会において、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と具体的な計画の策定及び進捗状況のチェックを行うとともに、必要に応じ臨時取締役会を開催し、経営の迅速化を図っております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

当社の監査役会は、監査役３名（うち１名が常勤監査役）で構成されております。監査役は、取締役会に出席するほか、年間の監査計画や職務分担を協議し、それに基づいて会社の重要な会議の状況や日常業務の監査を行っております。また、これらの監査の結果の報告が、毎月開催される定例監査役会で行われております。

（注） 本事業報告に記載しております数字は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**150,794**	**流動負債**	**20,312**
現金及び預金	66,579	支払手形及び買掛金	1,210
売掛金	383	一年以内に償還予定の社債	13,500
販売用不動産	14,286	一年以内に返済予定の長期借入金	550
仕掛販売用不動産	68,935	未払法人税等	2,866
その他	608	前受金	765
固定資産	**38,238**	賞与引当金	61
有形固定資産	**34,646**	その他	1,359
建物及び構築物	16,150	**固定負債**	**46,154**
機械装置及び運搬具	23	社債	22,000
工具、器具及び備品	49	長期借入金	17,450
土地	18,422	繰延税金負債	4,417
無形固定資産	**915**	役員退職慰労引当金	726
ソフトウエア	8	退職給付に係る負債	160
のれん	902	その他	1,400
その他	5	**負債合計**	**66,467**
投資その他の資産	**2,676**	**純資産の部**	
投資有価証券	38	**株主資本**	**122,570**
繰延税金資産	1,828	資本金	12,499
その他	810	資本剰余金	12,372
		利益剰余金	98,786
		自己株式	△1,087
		その他の包括利益累計額	**△5**
		その他有価証券評価差額金	△5
		純資産合計	**122,565**
資産合計	**189,033**	**負債及び純資産合計**	**189,033**

(注)　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**34,791**
売上原価		**16,964**
売上総利益		**17,826**
販売費及び一般管理費		**6,318**
営業利益		**11,508**
営業外収益		
受取利息	1	
その他	46	47
営業外費用		
支払利息	33	
社債利息	216	
支払手数料	0	
その他	0	251
経常利益		**11,305**
税金等調整前当期純利益		**11,305**
法人税、住民税及び事業税	3,998	
法人税等調整額	△282	3,715
当期純利益		**7,589**
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,589**

（注）　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,499	12,372	93,665	△1,086	117,449
当期変動額					
剰余金の配当			△2,468		△2,468
親会社株主に帰属する当期純利益			7,589		7,589
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	5,121	△0	5,121
当期末残高	12,499	12,372	98,786	△1,087	122,570

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△4	△4	117,444
当期変動額			
剰余金の配当			△2,468
親会社株主に帰属する当期純利益			7,589
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	5,120
当期末残高	△5	△5	122,565

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　8社

主要な連結子会社の名称

㈱ゴールドクレストコミュニティ
㈱ファミリーファイナンス
㈱ゴールドクレスト住宅販売
㈱住販サービス
共同ホールディング㈱
㈱浜松町ホテルマネジメント
その他2社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

㈱アドネクスト

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社の名称

㈱アドネクスト

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの　　主として移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

1. 販売用不動産及び仕掛販売用不動産　　個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 貯蔵品　　最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産　定率法

1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

主な耐用年数

建物及び構築物	４年 ～ 56年
機械装置及び運搬具	６年 ～ 10年
工具、器具及び備品	２年 ～ 20年

②無形固定資産　定額法

ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

③長期前払費用　均等償却

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

③のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

仕掛販売用不動産	42,279百万円
土地	9,278百万円
建物及び構築物	8,591百万円
販売用不動産	4,647百万円
投資その他の資産(その他)	302百万円
計	65,099百万円

上記に対応する債務

社債(1年内償還予定のものを含む)	35,500百万円
長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	15,200百万円
前受金	191百万円
計	50,891百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む) 9,654百万円
3. 保証債務
   当社顧客の住宅ローンに関して抵当権設定登記完了までの間、金融機関に対して連帯債務保証を行っております。
   一般顧客 276百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数
   普通株式 35,784,000株
2. 剰余金の配当に関する事項
   (1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月9日 取締役会	普通株式	百万円 1,234	円 35	2019年 3月31日	2019年 6月21日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	百万円 1,234	円 35	2019年 9月30日	2019年 12月6日

   (2) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項
   次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2020年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	百万円 1,763	円 50	2020年 3月31日	2020年 6月22日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用につきましては流動性を重視し、短期的な預金を中心としております。売掛金に係る取引先の信用リスクにつきましては、管理部が取引先の状況を定期的にモニタリングするとともに、取引先ごとに期日及び残高を管理することで、リスクの低減を図っております。

資金調達につきましては、事業用地等の取得に必要な資金を社債発行や銀行借入にて調達しております。有利子負債は固定金利型が中心となっており、支払利息を固定化しております。なお、デリバティブ取引は金利変動リスクのヘッジに限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	66,579	66,579	―
(2) 売掛金	383	383	―
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	38	38	―
(4) 支払手形及び買掛金	(1,210)	(1,210)	―
(5) 未払法人税等	(2,866)	(2,866)	―
(6) 一年以内に償還予定の社債	(13,500)	(13,494)	△5
(7) 一年以内に返済予定の長期借入金	(550)	(551)	1
(8) 社債	(22,000)	(22,364)	364
(9) 長期借入金	(17,450)	(17,396)	△53

（*）負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

(注１) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 一年以内に償還予定の社債、並びに (8) 社債

これらは、元利金の合計額を同様の新規社債調達を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) 一年以内に返済予定の長期借入金、並びに (9) 長期借入金
これらは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(賃貸等不動産に関する注記)
当社では、東京都等において、賃貸用のオフィスビル等を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,160百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。
賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
20,081	1,726	21,808	24,708

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 主な変動
増加は、不動産取得3,088百万円であります。
減少は、用途変更による振替1,101百万円であります。
3. 時価の算定方法
主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(1株当たり情報に関する注記)
1. 1株当たり純資産額 3,475円90銭
2. 1株当たり当期純利益 215円25銭

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**127,759**	**流動負債**	**19,381**
現金及び預金	59,143	買掛金	880
売掛金	10	一年以内に償還予定の社債	13,500
販売用不動産	14,286	一年以内に返済予定の長期借入金	550
仕掛販売用不動産	53,915	未払金	252
前払費用	40	未払費用	44
その他	362	未払法人税等	2,720
固定資産	**50,234**	前受金	519
有形固定資産	**34,602**	預り金	76
建物	16,107	賞与引当金	28
構築物	28	その他	810
機械及び装置	1	**固定負債**	**41,359**
車両運搬具	10	社債	22,000
工具、器具及び備品	31	長期借入金	17,450
土地	18,422	役員退職慰労引当金	726
無形固定資産	**3**	退職給付引当金	99
ソフトウエア	1	その他	1,082
電話加入権	1	**負債合計**	**60,741**
投資その他の資産	**15,628**	**純資産の部**	
関係会社株式	12,251	**株主資本**	**117,252**
長期前払費用	3	資本金	12,499
繰延税金資産	1,779	資本剰余金	12,190
敷金及び保証金	722	資本準備金	12,190
その他	870	利益剰余金	93,650
		利益準備金	69
		その他利益剰余金	93,581
		別途積立金	40,000
		繰越利益剰余金	53,581
		自己株式	△1,087
		純資産合計	**117,252**
資産合計	**177,993**	**負債及び純資産合計**	**177,993**

(注)　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**28,441**
売上原価		**14,055**
売上総利益		**14,385**
販売費及び一般管理費		**3,747**
営業利益		**10,638**
営業外収益		
受取利息	9	
その他	39	49
営業外費用		
支払利息	33	
社債利息	216	
支払手数料	0	250
経常利益		**10,436**
税引前当期純利益		**10,436**
法人税、住民税及び事業税	3,619	
法人税等調整額	△294	3,324
当期純利益		**7,111**

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	12,499	12,190	69	40,000	48,938	△1,086	112,609	112,609
当期変動額								
剰余金の配当					△2,468		△2,468	△2,468
当期純利益					7,111		7,111	7,111
自己株式の取得						△0	△0	△0
当期変動額合計	―	―	―	―	4,643	△0	4,642	4,642
当期末残高	12,499	12,190	69	40,000	53,581	△1,087	117,252	117,252

（注） 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　　移動平均法による原価法

（2）たな卸資産の評価基準及び評価方法

①販売用不動産及び仕掛販売用不動産　個別法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

②貯蔵品　最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産　定率法

1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

主な耐用年数

建物	４年 ～ 56年
構築物	10年 ～ 20年
機械及び装置	10年
車両運搬具	６年
工具、器具及び備品	２年 ～ 20年

（2）無形固定資産　定額法

ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

（3）長期前払費用　均等償却

3. 引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる見込額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっており、控除対象外消費税等については、販売費及び一般管理費に計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

仕掛販売用不動産	27,259百万円
土地	9,278百万円
建物及び構築物	8,591百万円
販売用不動産	4,647百万円
敷金及び保証金	302百万円
計	50,079百万円

上記に対応する債務

社債(1年内償還予定のものを含む)	35,500百万円
長期借入金(1年内返済予定のものを含む)	15,200百万円
前受金	191百万円
計	50,891百万円

(注) 上記のほか子会社の有形固定資産525百万円を担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む) 9,551百万円

3. 保証債務

当社顧客の住宅ローンに関して抵当権設定登記完了までの間、金融機関に対して連帯債務保証を行っております。

一般顧客	276百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	111百万円
長期金銭債権	903百万円
短期金銭債務	73百万円
長期金銭債務	5百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

営業取引(収入分)	368百万円
営業取引(支出分)	341百万円
営業取引以外の取引(収入分)	14百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の種類及び数

普通株式	522,492株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	222百万円
未払事業税否認額	139百万円
固定資産評価損否認額	70百万円
減損損失否認額	635百万円
売上原価見積計上額	168百万円
仕掛販売用不動産取得原価加算	45百万円
広告宣伝費否認額	370百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	30百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	8百万円
会員権評価損否認額	5百万円
消費税等繰延額	3百万円
その他	79百万円
繰延税金資産合計	1,779百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称又は氏名	住所	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
役員が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	㈱サクセス・プロ	東京都千代田区	90	不動産賃貸業	被所有間接49.58	—	—	不動産の賃借	110	前払費用	4
										敷金及び保証金	80
										未払金	0
								出向契約による労務費	39	その他流動資産	20
	㈱佐藤秀	東京都新宿区	500	建設業	—	—	—	不動産の販売代理	57	—	—

(注) 1. 上記取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針は以下のとおりであります。

(1) 不動産の賃借及び不動産の販売代理につきましては、市場価格等を勘案して決定しております。

(2) 出向者の労務費につきましては、当社の労務費を勘案して決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	3,325円23銭
2. 1株当たり当期純利益	201円69銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月13日

株式会社　ゴールドクレスト
　取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　遠　藤　康　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　古　谷　大二郎　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ゴールドクレストの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴールドクレスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書　謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第29期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月14日

株式会社ゴールドクレスト　監査役会

監査役（常勤）　小野寺　　哲　㊞

監査役　　大　西　健　一　㊞

監査役　　佐　藤　太　郎　㊞

（注）　監査役小野寺哲、大西健一及び佐藤太郎は、社外監査役であります。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月13日

株式会社　ゴールドクレスト
　取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	遠　藤　康　彦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古　谷　大二郎	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ゴールドクレストの2019年４月１日から2020年３月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月14日

株式会社ゴールドクレスト　監査役会

監査役（常勤）　小野寺　　哲　㊞

監査役　　大　西　健　一　㊞

監査役　　佐　藤　太　郎　㊞

(注)　監査役小野寺哲、大西健一及び佐藤太郎は、社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役４名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役４名全員は任期満了となりますので、取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	安川 秀俊 (1961年６月５日生)	1992年１月　当社設立 代表取締役社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ゴールドクレストコミュニティ 代表取締役社長 株式会社ファミリーファイナンス代表取締役社長	1,037,740株
2	津村 政男 (1954年５月17日生)	1985年４月　弁護士登録、東京弁護士会入会、 日野久三郎法律事務所入所 1994年９月　ツムラ法律事務所開設（現任） 2012年６月　当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) ツムラ法律事務所　所長	100株
3	伊藤 正樹 (1971年６月８日生)	1994年４月　当社入社 2003年11月　当社企画開発部次長 2013年１月　当社管理部長 2013年６月　当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ゴールドクレスト住宅販売代表取締役 株式会社住販サービス代表取締役 株式会社浜松町ホテルマネジメント代表取締役	50,000株
4	津田 映 (1951年３月23日生)	1973年４月　五洋建設株式会社入社 2000年６月　同社取締役 2002年４月　同社常務取締役 2006年５月　同社代表取締役兼専務執行役員 2010年10月　同社代表取締役兼執行役員副社長 2016年４月　同社顧問 2017年４月　当社入社　顧問 2017年６月　当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ゴールドクレストコミュニティ 常務取締役	0株

（注）1.　上記の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2.　安川秀俊氏は2003年３月より有限会社ミューアセットの取締役を、また組織変更により2014年11月より株式会社ミューアセットの代表取締役を兼職しております。

3.　津村政男氏は社外取締役候補者であります。

4. 津村政男氏を社外取締役候補者とした理由は、長期にわたる弁護士活動を通じて、企業法務と経営実務に関する高い見識を有していることから、津村政男氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断したためであります。
   なお、津村政男氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。
5. 当社は、津村政男氏との間に、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額まで、その責任を免除するものとする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、同契約を継続する予定です。
6. 当社は、津村政男氏について、東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届出書を提出しております。

第２号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

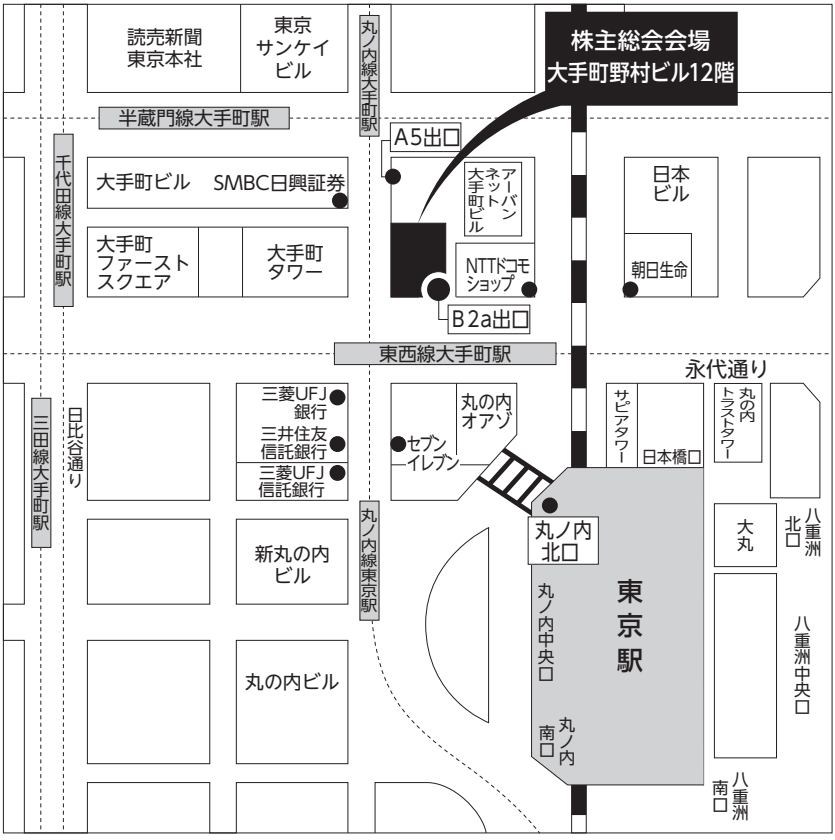
氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
髙安　満（たかやす　みつる） (1957年３月13日生)	1975年４月　東京国税局入局 2008年７月　木更津税務署副署長 2016年７月　茂原税務署長 2017年９月　税理士開業（現任）	0株

（注）1. 上記の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は以下のとおりであります。
（1）選任理由について
税理士として培われた専門的な知識・経験等に基づき、客観的な立場から当社の監査を行っていただくためであります。また、かかる理由により、髙安満氏が社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
（2）責任限定契約について
当社は、髙安満氏が社外監査役に就任した場合、同氏との間に、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額まで、その責任を免除するものとする責任限定契約を締結する予定であります。
4. 髙安満氏は、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たしております。

以　上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区大手町二丁目１番１号
大手町野村ビル12階
株式会社ゴールドクレスト本社　大会議室



交通:

地下鉄でお越しの方は、東西線「大手町」駅Ｂ２a出口（駅直結）
または丸ノ内線「大手町」駅Ａ５出口をご利用ください。
JR線「東京」駅よりお越しの方は、丸ノ内北口をご利用ください。

（注）お車でのご来場はご遠慮願います。

当日ご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。
何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

UD FONT